



シニアネットワーク連絡会規約

2019年5月16日 第15回シニアネットワーク全体会議承認

(目的)

第1条 本規約は、組織規程(0103)第6条ならびに連絡会規程(1003)に基づき設置するシニアネットワーク連絡会の組織・運営について定めることを目的とする。シニアネットワーク連絡会(略称SNW、以下、「連絡会」という)は、会員それぞれが培ってきた知見と経験を活かし、地球規模のエネルギーと環境問題に対する原子力の果すべき役割について真摯に考え、発言し、あるいは提言をおこない、世代間の対話と様々な交流を通して、学術の発展と技術の伝承ならびに人材育成に協力し、真の理解者を広げることを目的とし、設置する。

(運営)

第2条 連絡会は、その運営および主要な事業について、部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

(事業)

第3条 連絡会は、その目的に基づき、以下の事業をおこなう。

- (1) 大学での「学生とシニアの対話」活動などの世代を超えた対話を推進する。
 - (2) 一般市民、教育現場の先生、マスコミ関係者への公開シンポジウムなどの啓発活動に取り組む。
 - (3) 国が支援する原子力人材育成事業や広聴・広報事業、学校、企業、地域活動などに、求めに応じて企画支援、講師派遣などの協力を推進する。
 - (4) 会員への連絡のため各種イベントの案内、総会・運営小委員会議事録、SNWニュース(随時)の配布とホームページ掲載をおこなう。
 - (5) その他、若手および学生のキャリアデザイン支援に関わる事業を随時実施する。
- 2 事業を実施するにあたっては、部会等運営委員会、学会事務局等と適宜協議する。

(会員資格)

- 第4条 日本原子力学会正会員で第1条の目的に賛同する者は連絡会員となる資格を有する。
- 2 上記1項以外でも第1条の目的に賛同し会員の推薦がある者は協力会員になることができる。協力会員は連絡会の事業にオブザーバーとして参加することができる。
 - 3 日本原子力学会および連絡会の名誉、品位を著しく毀損し、もしくは連絡会の目的に反する行為をおこなった場合は、活動資格停止もしくは連絡会員資格喪失などの処置を講ずる。

(入退会と連絡会費)

第5条 連絡会に参加を希望する正会員は、学会事務局および連絡会事務局に所定の手続きをお

こなうとともに、会員管理規約（0000-06）にしたがって連絡会費を納入する。なお、退会の際には、その旨を学会事務局に通知する。

（運営組織）

第6条 連絡会の運営は、連絡会員の互選による連絡会長，副連絡会長，幹事（含む監査役）若干名および運営委員により組織される運営小委員会がおこなう。

2 連絡会長，副連絡会長，幹事および運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第7条 組織運営のため、運営小委員会の他に、小委員会を設けることができる。

2 各委員は連絡会長が委嘱し、その状況を必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

（連絡会全体会議）

第8条 連絡会全体会議を年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- （1）活動計画および予算
- （2）活動報告および決算
- （3）運営体制
- （4）その他，重要な事項

2 連絡会全体会議は連絡会長が招集し、その会の議長となる。

（運営費）

第9条 連絡会は、会費収入および事業収入をもって運営することを基本とする。

第10条 運営費の予算，決算については、連絡会全体会議で審議し、部会等運営委員会および理事会の承認を得る。

2 賛助金等の外部入金で実施する活動に当たっては、企画委員会および理事会の承認を得る。

（改定）

第11条 本規約の改定は、シニアネットワーク連絡会運営小委員会が起案し、シニアネットワーク連絡会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

（下部規則）

第12条 本規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会が別に定める。

附則

1 平成22年10月1日 第512回理事会改定，同日施行

2 改定履歴

① 平成18年5月17日 企画委員会制定

② 平成19年6月20日 第2回シニアネットワーク連絡会総会改定

- ③ 平成 22 年 10 月 1 日 第 512 回理事会 規約に改定
- ④ 平成 24 年 6 月 21 日 第 7 回シニアネットワーク連絡会全体会議改定, 平成 24 年 8 月 8 日 第 10 回理事会改定
- ⑤ 平成 27 年 1 月 5 日 シニアネットワーク連絡会全体会議メール審議起案, 平成 27 年 1 月 23 日部会等運営委員会メール審議承認, 平成 27 年 1 月 30 日 第 6 回理事会承認
- ⑥ 平成 28 年 6 月 16 日 第 12 回シニアネットワーク連絡会全体会議承認, 平成 28 年 7 月 24 日 部会等運営委員会メール報告, 平成 28 年 9 月 29 日 第 3 回理事会承認
- ⑦ 2019 年 5 月 16 日 第 15 回シニアネットワーク連絡会全体会議承認, 2019 年 6 月 6 日 部会等運営委員会メール報告, 2019 年 6 月 14 日 第 1 回理事会承認

附則

- 1 平成 27 年 1 月 5 日起案の規約は, 理事会承認日から施行する。
- 2 平成 28 年 9 月 29 日承認の規約は, 理事会承認の日から施行する。
- 3 2019 年 5 月 16 日承認の規約は, シニアネットワーク連絡会全体会議承認の日から施行する。